

「介護施設あるある」

介護付有料老人ホームとは？

人事スタッフ・人事コンサルとしてのかかわりとは？

千葉県社会保険労務士会 船橋支部
特定社会保険労務士 谷岡仁美（第12170045号）

自己紹介



ひとみ社会保険労務士事務所
代表：特定社会保険労務士
谷岡 仁美

- 千葉県立佐倉高等学校卒業
- 武蔵大学経済学部経営学科卒業
- 2016年11月 社会保険労務士試験合格
- 2017年9月 千葉県社会保険労務士会に非開業登録
- 2018年4月 勤務社労士登録
- 2021年4月 ひとみ社会保険労務士事務所開業
(兼業社労士)

◆損害保険会社

◆**介護付有料老人ホーム**（平成20年3月～平成25年12月）

→入居者募集事務・入居者相談・接遇研修トレーナー

◆調剤薬局

◆食料品卸会社100%子会社惣菜工場

⇒一貫して人事・総務・経理・事務の仕事に携わる

◆入居者募集事務・入居者相談・職員相談に
応えられる知識が必要

◆お給料をいただいている以上、中途半端な
気持ちで仕事はできない

◆責任のもとご入居者・ご検討者・職員と接したい



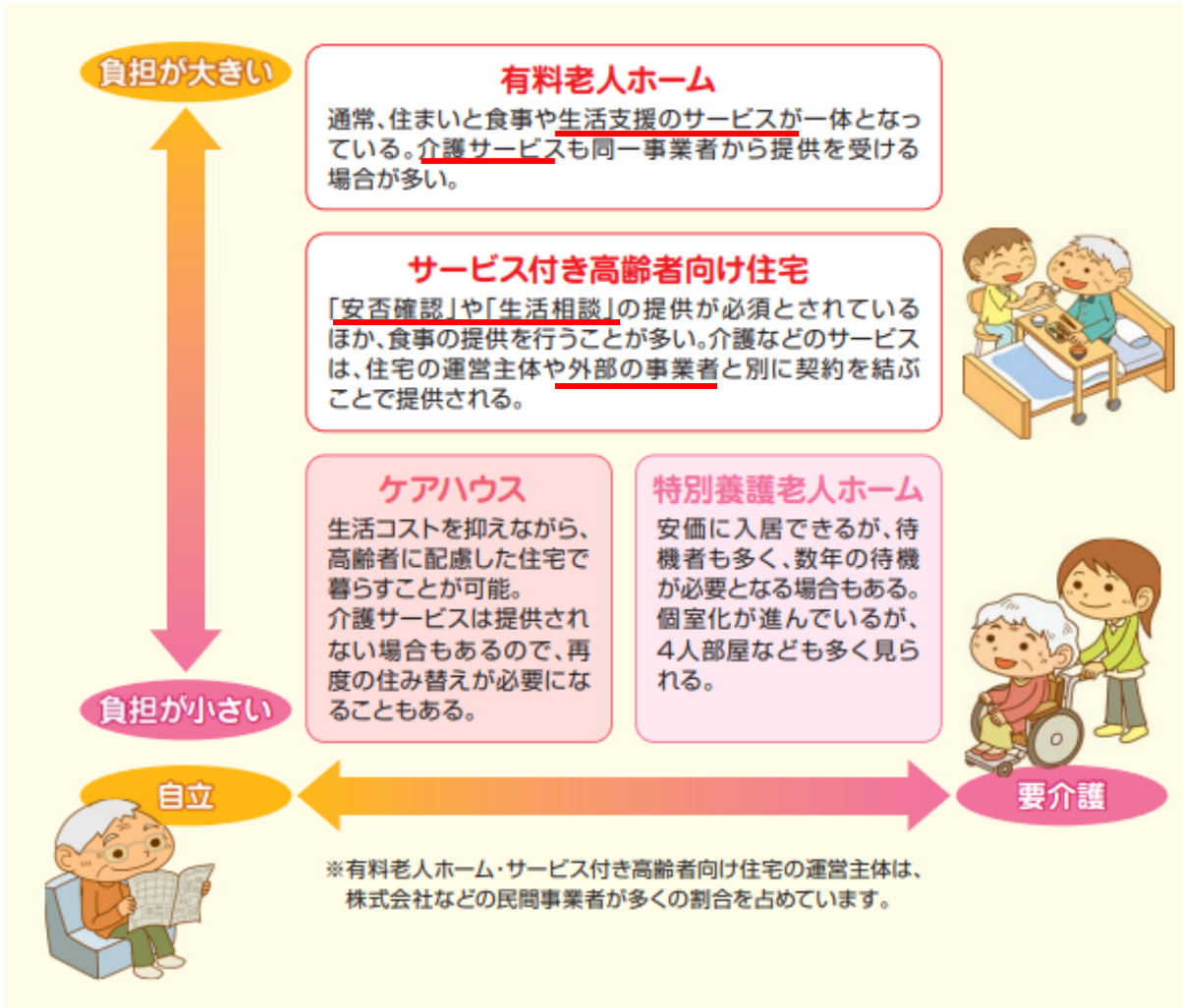
⇒社労士の勉強だ！
社労士こそ人に寄り添える！

そもそも、高齢者施設の種類は？

主な老人ホーム・介護施設等の種類			
民間型	有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	施設スタッフが食事などの生活支援と入浴などの身体介助サービスを提供
		住宅型有料老人ホーム	生活支援が中心で介護が必要となった時は訪問介護や通所介護といった外部の介護サービスを利用する
		健康型有料老人ホーム	自立状態が対象。介護が必要となった場合には退去が必要
	その他	サービス付き高齢者向け住宅	見守りと生活相談サービスを提供するバリアフリーの賃貸住宅
		デイサービス(通所介護)	在宅介護を受けている高齢者が日帰り施設に通い、食事や入浴、機能訓練などを受けられるサービス
		グループホーム	要支援2もしくは要介護1以上の認知症の症状を抱えた高齢者が共同生活を行う少人数制の介護施設
公共型	介護保険施設	特別養護老人ホーム	要介護3以上の高齢者が入居する施設
		介護老人保健施設	退院後すぐの在宅生活が難しい要介護1以上の高齢者が入居
		介護療養型医療施設	医療の必要な要介護高齢者のための長期療養施設

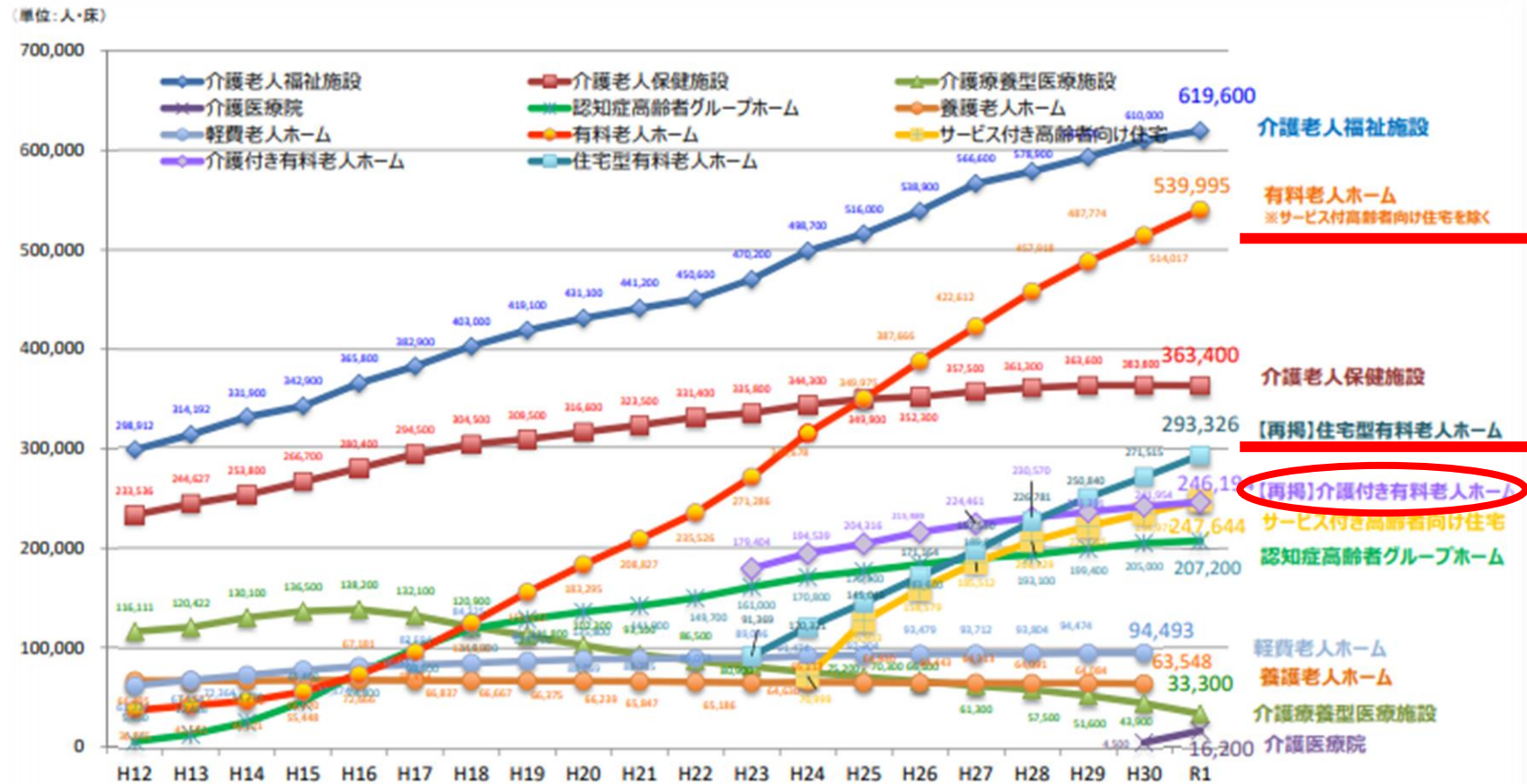
※川崎市麻生区ホームページより

では、高齢者向け住まいとは？



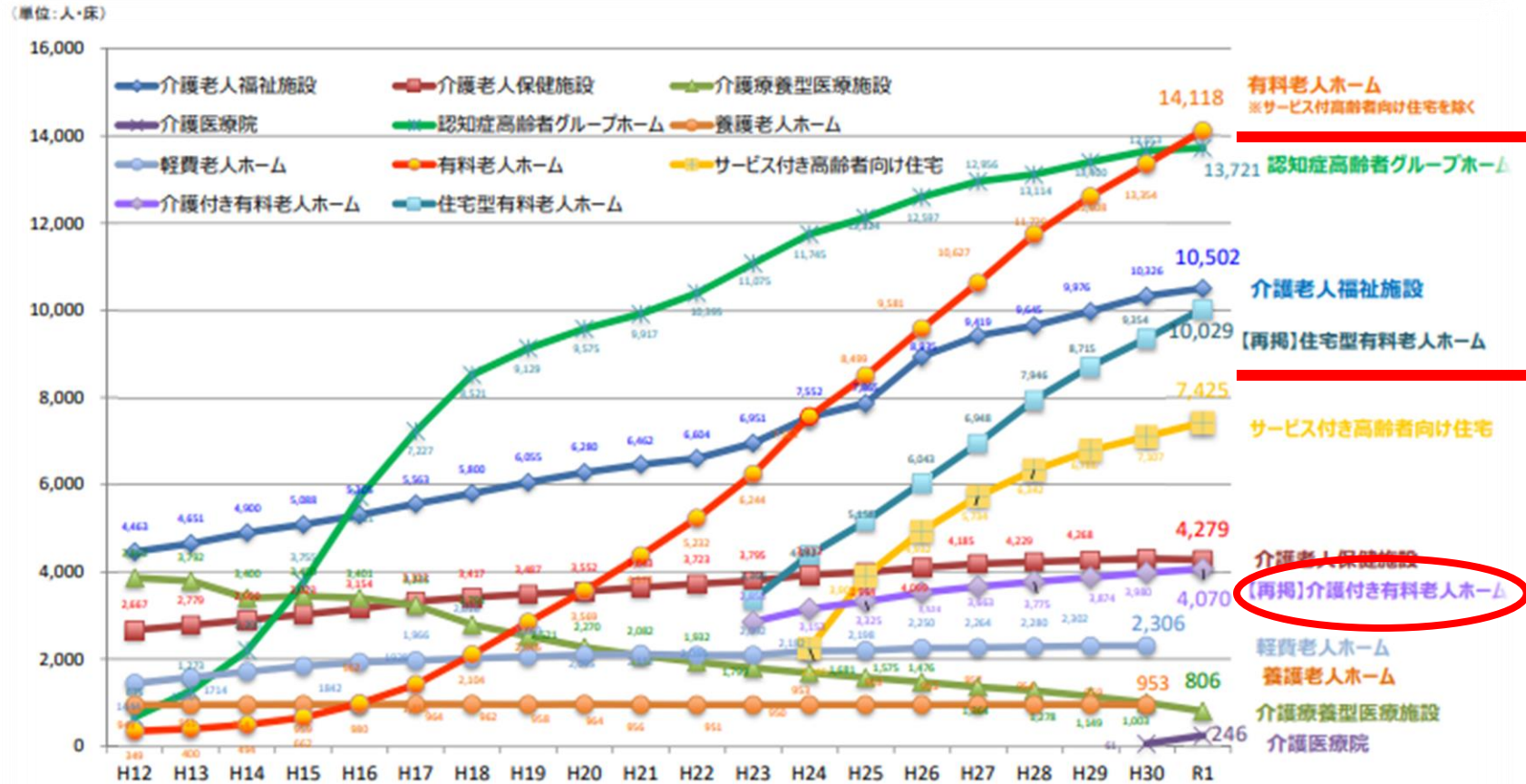
※厚労省HPより

介護付有料老人ホームの利用者数



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)」[H12~H13]、「介護給付費等実態調査(10月審査分)」[H14~H29]及び「介護給付費等実態統計(10月審査分)」[H30~]による。
 ※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したものの。
 ※3: 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)
 ※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(H30.10/1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~H30は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)
 ※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(利用者数ではなく定員数)による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。
 ※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(R1.9/30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

介護付有料老人ホームの施設数



※1: 介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査(10/1時点)【H12~H13】」、「介護給付費等実態調査(10月審査分)【H14~H29】」及び「介護給付費等実態統計(10月審査分)【H30~】」による。
 ※2: 介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したものである。
 ※3: 認知症高齢者グループホームは、H12~H16は痴呆対応型共同生活介護、H17~は認知症対応型共同生活介護により表示。(短期利用を除く)
 ※4: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査(H30.10/1時点)」による。ただし、H21~H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24~H30は基本票の数値。(利用者数ではなく定員数)
 ※5: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(利用者数ではなく定員数)による。サービス付き高齢者向け住宅を除く。
 ※6: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(R1.9/30時点)」による。(利用者数ではなく登録戸数)

介護付有料老人ホームの歴史

◆いままでは…

- ★措置制度⇒行政庁の職権で社会福祉施設に入所等させる。
介護保険制度以前は特別養護老人ホーム入所や訪問介護等在宅福祉サービス利用は、市町村が選定・決定。
ということは…
『自分で好きな老人ホームを選べなかった(;▽;)』

◆だったら…

- ★そもそも、元気なときは措置を受けられないよね？
元気なときから将来を考えて、安心して過ごせる場所を選びたいな…(#^.^#)
- ★じゃあ、作ろう！！
⇒寄付金を募り、日本初の「介護付有料老人ホーム」が昭和48年に誕生。
介護保険制度が始まる前に、「選べる施設」ができました。

介護付有料老人ホームの歴史

◆ターゲット

- ★元気なうちに、「最期まで安心して過ごせる場所を自分たちで選びたい！」
- ★「年金だけで生活できる」場所がいいな！



思いに応えましょう！！

【豆知識】

- 昭和29年、有料老人ホーム第1号ができる。
⇒ねらい：措置制度の枠外で、入居者・事業者それぞれが、自立的ではつらつとした高齢期を開発・創造すること。
- 昭和38年、老人福祉法制定。有料老人ホームは「法定施設」となる。
⇒ただし、「自立・自助の生活をなし得る施設」という趣旨から、「老人福祉施設」ではないものとして位置づけられた。
⇒つまり、「老人福祉施設」とは、「設置にあたって公的助成を受けていること、また措置制度によって施設入所が可能かどうか行政の判断によっていた。
⇒老人福祉施設：特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、養護老人ホーム等



※社団法人全国有料老人ホーム協会
「もっと知りたい有料老人ホーム」より

介護付有料老人ホームの歴史

◆そして…

★昭和48年、日本初の介護付有料老人ホームができました！

- ・浜松エデンの園
- ・浜松ゆうゆうの里



さらに…

【豆知識】

- 昭和56年、有料老人ホーム設置運営指導指針が改正
- 昭和57年、入居者保護と事業としての健全な発展、質の向上を目的として、民法法人として「全国有料老人ホーム協会」が設立されました。

「シルバービジネス」として注目を浴びるようになり、生命保険会社、損害保険会社、不動産、建設、鉄鋼など、従来の福祉の担い手とは異なる大手企業が有料老人ホーム業に参入しました。同時に、有料老人ホームの多様化も進み、都市型、都市近郊型、田園型、保養地型など様々になりました。

入居要件では、入居時に健康であることを条件とするケア付き終身利用型、入居時にすでに要介護の状態である介護専用型、健康な間のみ対象の期間限定型などに分けられました。

※社団法人全国有料老人ホーム協会
「もっと知りたい有料老人ホーム」より

介護付き有料老人ホームの歴史

◆平成に入ると…

- ★公的な施設では飽き足りない、あるいは公的な施設には入所できないが将来の介護の安心を求める新たなる利用ニーズが拡大しました。
- ★既存の介護付有料老人ホームにおいても、入居者の高齢化により介護サービス機能の充実が求められるようになりました。

そして…

【豆知識】

●平成12年、介護保険法施行

～高齢者の自立支援・在宅福祉を掲げた～

⇒介護付有料老人ホームは都道府県知事の指定を受けることで、「特定施設入所者生活介護」という介護保険制度上の指定居宅サービスの一つに位置づけられるようになり、施設数、定員数ともに大きく増加することになります。

●平成18年、介護保険法の改正

～高齢期の住み替えとケアの組み合わせによる在宅生活の確保・継続～

⇒入居者保護が図られました。

※社団法人全国有料老人ホーム協会
「もっと知りたい有料老人ホーム」より

(介護付) 有料老人ホームの類型とその特徴

有料老人ホームの類型

類 型	類 型 の 説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、 <u>当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護</u> を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム (注)	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室での生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム (注)	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

厚生労働省HPより

介護付有料老人ホームの類型とその特徴

制度の概要

○ 特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。

	一般型	外部サービス利用型
報酬の概要	包括報酬 ※要介護度別に1日当たりの報酬算定	定額報酬 (生活相談・安否確認・計画作成) + 出来高報酬 (各種居宅サービス)
サービス提供の方法	3対1で特定施設に配置された介護・看護職員によるサービス提供	特定施設が委託する介護サービス事業者によるサービス提供
特徴	生活相談等の日常生活の支援の比重が大きいため要介護者が多い場合、効率的なサービス提供が可能	1対1のスポット的なサービスの比重が大きいため、要介護者が少ない場合、効率的なサービス提供が可能
イメージ	<p>事業者</p> <p>入居者</p> <p>介護サービス + 生活相談等のサービス</p> <p>自己負担 (原則1割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談 介護 ケアプランの作成 安否確認(緊急時対応) 	<p>サービス事業者</p> <p>事業者</p> <p>入居者</p> <p>介護サービス</p> <p>委託料</p> <p>生活相談等のサービス</p> <p>自己負担 (原則1割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談 介護(委託) ケアプランの作成 安否確認(緊急時対応)

厚生労働省HPより

特定施設入居者生活介護の概要

有料老人ホーム

・老人福祉法第29条第1項に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
 ・老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

- ① 食事の提供
- ② 介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③ 洗濯・掃除等の家事の供与
- ④ 健康管理

サービス付き高齢者向け住宅

・高齢者住まい法第5条に基づき、状況把握サービスと生活相談サービスを提供する等、以下の基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅等の登録住宅。

《ハード》床面積は原則25㎡以上、バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）等
 《サービス》少なくとも、①安否確認サービス、②生活相談サービスのいずれかを提供。

住宅型有料老人ホーム
 （有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けていないもの）

施設数：10,029棟
 定員数：293,326名
 （サ高住除く）

有料老人ホーム

施設数：14,118棟
 定員数：539,995名
 （サ高住除く）

サービス付き高齢者向け住宅

施設数：7,604棟
 定員数：255,062名

うち特定
 施設数：559棟
 定員数：27,999名

介護付き有料老人ホーム
 （有料老人ホームのうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けたもの）

施設数：4,070棟
 定員数：246,194名
 （サ高住除く）

特定施設入居者生活介護
 施設数：4,629棟
 定員数：274,193名

特定施設入居者生活介護

・介護保険法第8条第11項に基づき、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。

サービス付き高齢者向け住宅のうち有料老人ホームに該当するもの
 ※ 食事の提供のサービスを提供するものは約97% ⇒大部分が有料老人ホームに該当
 （出典）平成28年度老健事業「高齢者向け住まい及び住まい事業者の運営実態に関する調査研究」（株式会社野村総合研究所）

（サービス付き高齢者向け住宅の施設数・定員数は、サ付き情報提供システムによる（R2.4時点）
 （有料老人ホームの施設数・定員数は厚生労働省調べ（R1.6.30時点））

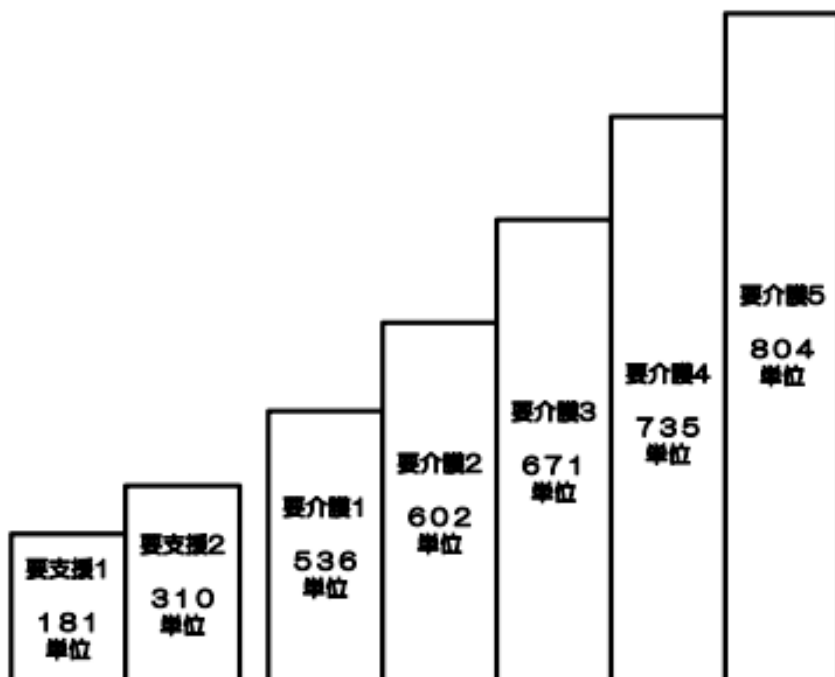
特定施設入居者生活介護の概要

<現状と課題>

- 特定施設入居者生活介護とは、特定施設に入居している要介護者を対象として行われる、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となる。
- 特定施設の対象となる施設は以下のとおり。
 - ① 有料老人ホーム ② 軽費老人ホーム（ケアハウス） ③ 養護老人ホーム※ 「サービス付き高齢者向け住宅」については、「有料老人ホーム」に該当するものは特定施設となる。
- 特定施設の多くを占める有料老人ホームには、特定施設入居者生活介護の指定を受ける「介護付き有料老人ホーム」と、指定を受けない「住宅型有料老人ホーム」があり、「介護付き有料老人ホーム」は、介護保険サービスをホームが直接提供し、包括報酬で支払われるのに対し、「住宅型有料老人ホーム」は、入居者が介護保険サービス利用する際、別途外部の介護サービス事業所と個別に契約・利用し、介護報酬はサービス利用量に応じて各事業所に支払われる。
- また、特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者がケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を外部の介護サービス事業者に委託する「外部サービス利用型」がある。
- 現在、有料老人ホームについては、入居定員数は約54万人、施設数は約1万4千施設となっている。そのうち、特定施設入居者生活介護の多くを占める介護付き有料老人ホームについては、入居定員数は約25万人、施設数は約4千件となり、受給者数及び給付費も増加傾向にある。

特定施設入居者生活介護の概要

利用者の要介護度に応じた基本サービス費



利用者の状態に応じたサービス提供や
特定施設の体制に対する加算・減算

※ 加算・減算は主なものを記載

【口腔衛生管理体制加算】 (要件・単位) ・ 歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る指導を月1回以上行うこと：30単位/月	【看取り介護加算】 (要件・単位) ・ 死亡日以前4～30日：144単位 ・ 前日・前々日：680単位 ・ 当日：1,280単位
【認知症専門ケア加算】 (要件・単位) ・ 認知症介護に係る研修の修了者を一定数配置等：3単位 ・ 認知症介護の指導に係る研修の修了者を一定数配置等：4単位	【退院・退所時連携加算】 (要件・単位) ・ 医療提供施設から退院退所した者を受け入れること：30単位/日
【栄養スクリーニング加算】 (要件・単位) ・ 1回につき5単位 ・ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供すること	【夜間看護体制加算】 (要件・単位) ・ 常勤の看護師を配置し、24時間の連絡体制や健康上の管理を行う体制の確保等：10単位/日
【入居継続支援加算】 (要件・単位) ・ 入居者のうち喀痰吸引等を必要とする者が占める割合が一定以上である場合において、介護福祉士の数が入居者6に対して1以上配置されていること：36単位/日	【個別機能訓練加算】 (要件・単位) ・ 機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施：12単位/日
【サービス提供体制強化加算】 (要件・単位) ・ 介護福祉士 60%：18単位/日 ・ 介護福祉士 50%：12単位/日 ・ 常勤職員 75%：16単位/日 ・ 長期継続職員30%：16単位/日	【若年性認知症入所者受入加算】 (1日につき120単位) 【生活機能向上連携加算】 (要件・単位) ・ 外部の理学療法士等と共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施：200単位/月
【介護職員処遇改善加算】 (I) 8.2% (II) 6.0% (III) 3.3% (IV) 加算Ⅲ×90% (V) 加算Ⅲ×80%	【介護職員等特定処遇改善加算】 (I) 1.8% (II) 1.2%
定員を超えた利用や人員配置基準に違反 (▲30%)	身体拘束についての記録を行っていない等 (▲10%)

厚生労働省HPより

特定施設入居者生活介護の概要

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設（介護付きホーム）の整備状況をみると、三大都市圏を中心に整備が進んでおり、また、介護付きホームは、
 - ・入居者の約半数弱が要介護3以上であり、重度者の受け皿としての役割を果たしている、
 - ・契約終了のうち半数以上が死亡退去であり、終の棲家としての機能を果たしている、
 - ・厚生年金のモデル年金額以下の施設も一定割合存在する、など、特に都市部において介護ニーズを受け止めていると考えられることから、「介護離職ゼロ」に向けた受け皿として介護付きホームの整備を促進することとしたところ。

（看取りについて）

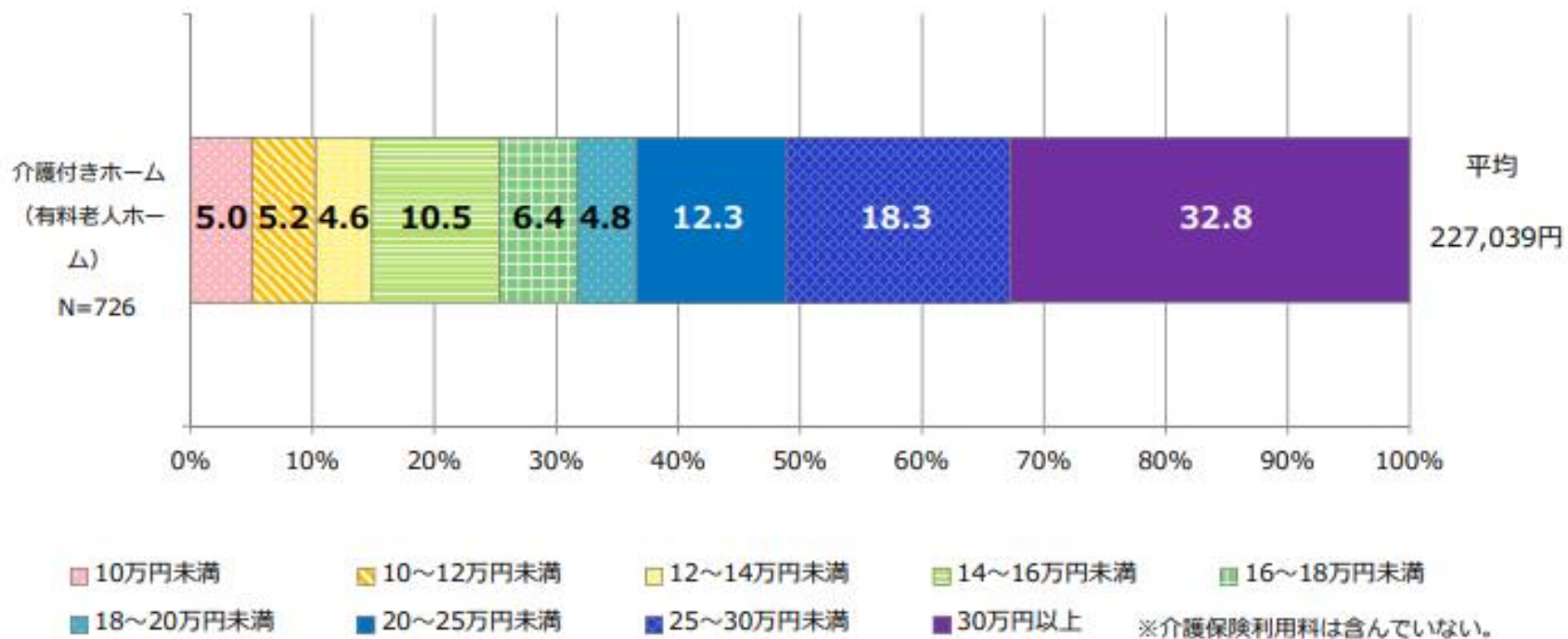
- 終の棲家として、看取りの対応が求められるところ、約6割以上の介護付きホームにおいて看取りが行われ、看取りの希望があれば受け入れるとしている介護付きホームは7割以上となっている。一方、「人生の最終段階における医療・ケア」について、本人・家族等へ説明し、本人の意思を確認等をいつも行っている割合は、5割程度となっている。
- 看取りを受け入れられないことがある理由として、看取りを原則的に受け入れていない施設では、「夜間は看護職員がいないから」が最も多く、6割を超えている一方、ホームでなくなりたいという希望があれば受け入れる施設では、「家族等の意見が一致しないから」が最も多く、約2割となっている。

<論点>

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の一つとして整備を促進していく中で、サービスの質の向上や業務の効率化などを図る観点から、終の棲家としての役割を果たすための看取り等の推進や、業務負担を軽減するためのICT等の活用の促進など、どのような方策が考えられるか。

特定施設入居者生活介護の概要

○ 介護付きホーム（有料老人ホーム）の平均の月額費用は、約22.7万円であるが、利用料別に見ると、比較的利用額の低い施設から高級タイプまで幅広く、厚生年金のモデル年金額以下の施設も一定割合存在するところ。



※「不明」は除く。
(出典) 令和元年度老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

厚生労働省HPより

私が在籍していた介護付有料老人ホーム

入居まで②

- 何度も足を運ぶ
- 担当者と何度も話し合う
- 施設長と話をする

→入居者を知る。
金額を知る。

★『入居できるか、生活できるか』
入居後の生活イメージを考える。



入居まで③

- 待機登録
- 居室を確認
- 身元引受人を決める
- ★社労士としてお手伝いも！
- 契約手続き

→年間30名のご逝去者
年間20室の空室
申込率UPがご入居者の安心



介護施設あるある②～予算の構成は～



退職金 & 自宅売却費



居室・共用部分利用料

自立時介護費

健診等



国民年金 + 厚生年金 + (共済年金)



管理費

食費

水光熱費

介護保険

自費分



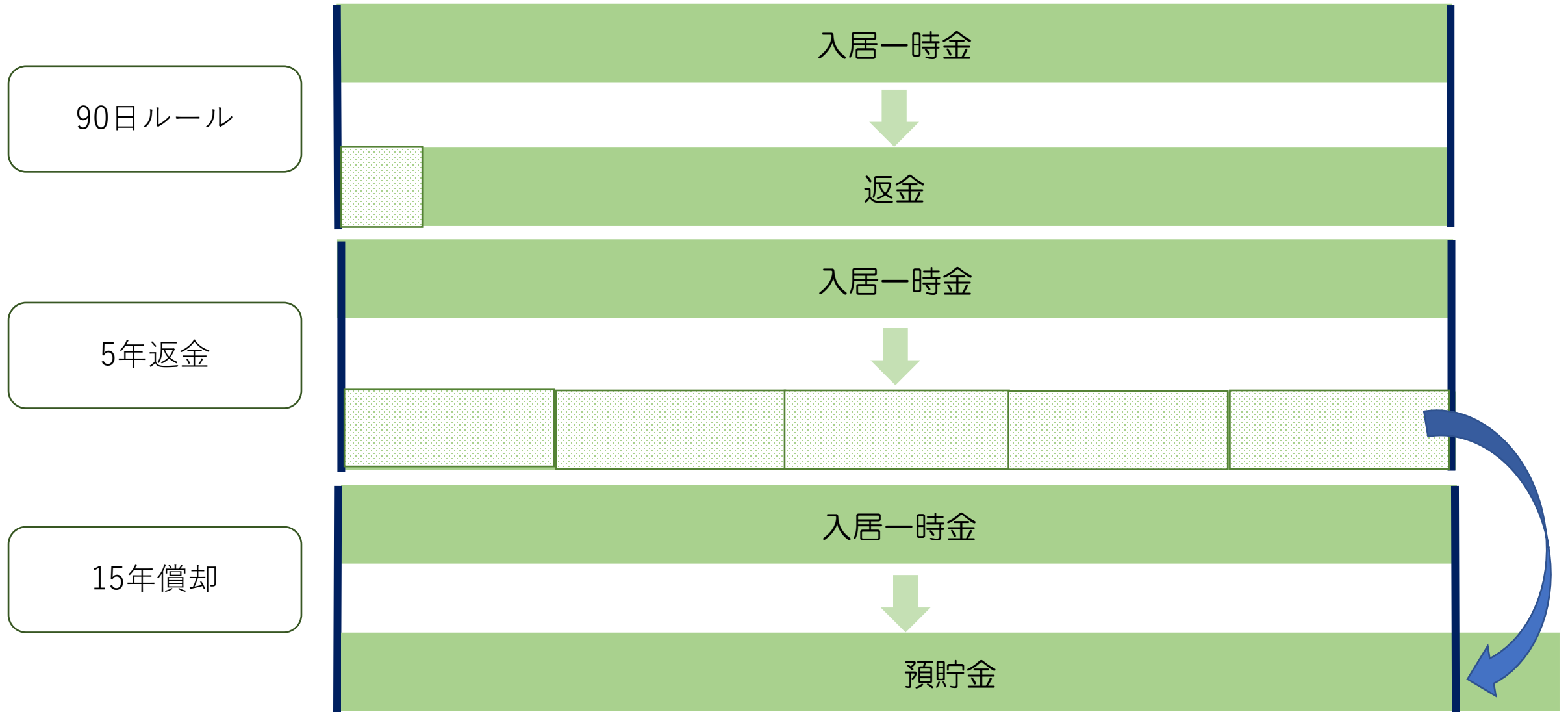
預貯金



医療費

娯楽費

介護施設あるある③～退去時の返還金は～



介護施設あるある④～ご検討者の動機～

◆入居のご検討

→早い方だと50歳代から始めていらっしゃいます。入居時平均年齢72歳、入居者平均年齢84歳。最高齢はつねに100歳以上の方。

◆介護付有料老人ホームを選ぶきっかけは？

- 子供がいないから…現在はいらっしゃる方のほうが多いです。
- 将来みんなに迷惑をかけたくないから。
- 自分で施設を選びたいから。
- 自立で入れるので、急に何かあっても施設のほうで対応してくれる。
- 最期までいられる。
- 予算的に大丈夫。
- 家族が入居していてよかったから。
- 自由に過ごせるから。

◆入居金はどうする？

- 預貯金で。
- 退職金で。
- 自宅を売却する。



介護施設あるある⑤～どんな方がいるの～



介護施設あるある⑦～ご入居者背景あれこれ～



介護施設あるある⑨～ご検討者の心配1～

◆月々の支払

→10万円ちょっと～

最も多い方で…20万円

(管理費+食費+介護保険料+自費介護分(おむつ、トロミ剤等)+娯楽費)

このほかに、医療費が加わります。

◆お金の管理ができなくなったら？

→年金口座と施設料引き落とし口座を一緒されている方がほとんどです。

施設内でのお買い物は施設料と一緒に引き落としできます。

◆身元保証人が立てられない時は？

→生活事務委任契約、という制度を利用されている方もいらっしゃいます。

NPO法人にしている方もいらっしゃいます。

◆後見人がいるの？

→そのほうが安心ですが、実際に立てている方は1%台でした…。

「公正証書遺言」だけは強くお勧めしています。

職員2名が立会人をいたします。



介護施設あるある⑩～ご検討者の心配2～

◆身元引受人の出番は？

→住替時とご逝去時の2回、が最少です。
ご家族との行き来は自由なので、みなさまそれぞれです。

◆亡くなったときは？

→施設内でほぼご葬儀をなさいます。
職員が葬儀会社との話し合いから参加しているので安心です。

◆お墓がないんだけど・・・

→財団の共同墓地があります。
年に2回、お参りに行く機会を用意しています（バス代、食事代は自費）

◆介護が必要になったらどうしている？

→一般居室から介護居室に住み替えることができます。
住み替えしなくても介護が受けられます。職員が相談に応じます
手続きはすべて職員が行うので安心です。
たとえ寝たきりになってもちゃんと、最期までお過ごしいただきます。
診療所もあるので安心です。



私が在籍していた介護付有料老人ホーム

介護状態①

- 必要な介護を受けられる
- 顔なじみの職員だから安心
- 費用も安い



→ライフプランに変化

★『社労士としてお手伝いも！』

介護状態②

- 施設内にデイサービス
- お風呂も安心
- 病院への付き添いも
- 介護居室への住み替えができる



→事務手続きは身元引受人

★『社労士としてお手伝いも！』

私が在籍していた介護付有料老人ホーム

介護状態③

- ターミナルケア
- ご家族の付き添いも自由
- その方のご希望に合わせた生活を
- 看取りまで
- ご葬儀、お見送り

→事務手続きは身元引受人

★『社労士としてお手伝いも！』



ご逝去後①～お一人入居

- 退去に伴う手続き
- 居室の片付け
- 荷物の送りだし
- 身元引受人からのご相談

→今後の手続きがわからない

★『社労士の知識が大活躍！』



私が在籍していた介護付有料老人ホーム

ご逝去後②～ご夫妻入居

- 退去に伴う手続き
- 居室の片付け
- 配偶者からのご相談



→今後の手続きがわからない
遺族年金・未支給年金は必須

★『社労士の知識が大活躍！』

人に寄り添える社労士

- 入居前、入居後の年金相談
- 入居前、入居後の医療費の相談
- 身元引受人の相談
- 身元引受人（ご家族等）からの相談
- 配偶者からのご相談
- 顧問先の皆様のご将来のご相談
- 現役時、退職後のご相談
- 職員の労働相談の窓口



→介護職員の平均年齢は40代後半
職員の労務相談、年金相談

私が在籍していた介護付有料老人ホーム

事例①～入居の決断

『あのさ、僕ら夫婦は娘一人なんだ』
『娘は遠くに嫁いだから、介護が必要になったらまさに老々介護だ』
『いずれはどっちかが先に逝く。残された方はどう生活していけばいいんだろう…』
→ 『こういう選択肢もありますよ』
話の輪が広がる！ 親身になれる！



事例②～入居が必要か

『もうそろそろ、事業を子供に任せて第二の人生を楽しもうと思う。』
『自宅ですっと過ごして、介護が必要になったらどこかの施設に入れてもらえばいい。』
→ 『そういう方が多いですね』
『こういう選択肢もありますよ』

私が在籍していた介護付有料老人ホーム

事例⑥～ご逝去後のお手伝い

- 銀行手続きのアドバイス
- 相続のアドバイス
- 年金のアドバイス
- 精神的な不安解消までの見守り
- ライフプランのアドバイス
- お墓のアドバイス



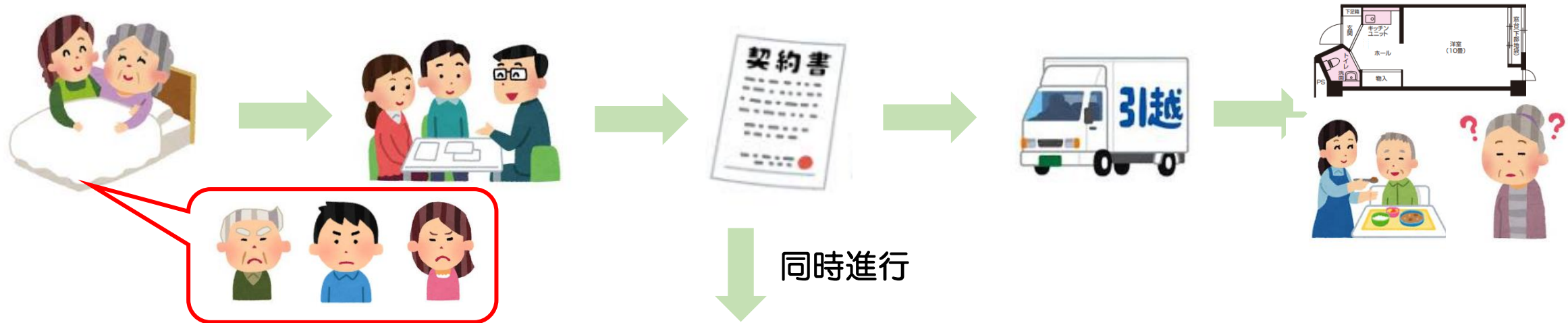
★『社労士の知識が貴重！』

介護施設あるある⑪～あれ、様子が違う?!～



介護施設あるある⑫～住替時ってそれぞれさ～

◆お住替（1ヶ月）



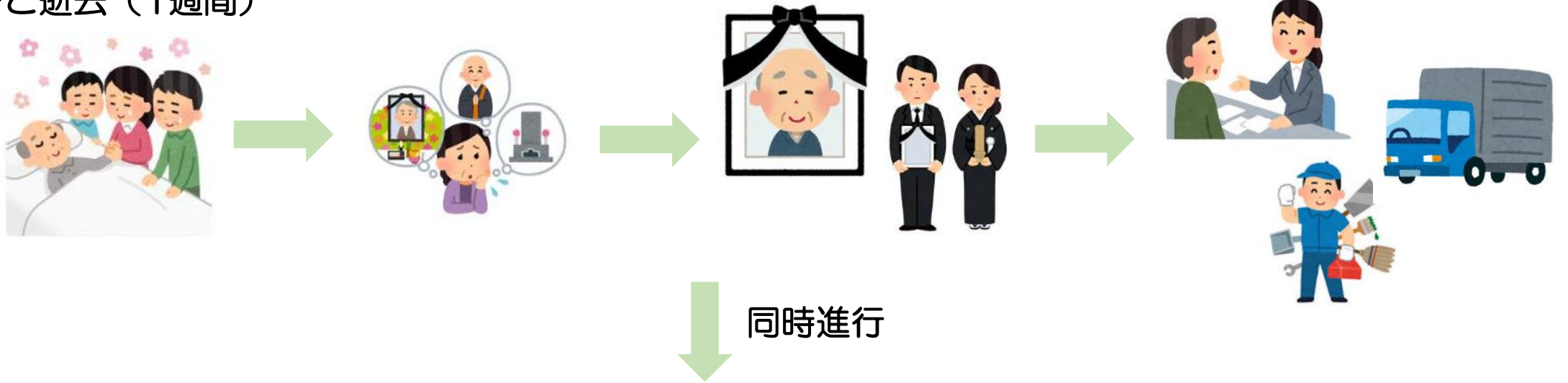
◆ご案内（3か月）



佐倉ゆうゆうの里HPより

介護施設あるある⑬～悲しみと営業と～

◆ご逝去（1週間）



同時進行

◆ご案内（3か月）



介護施設あるある⑭～営業面～

◆入居金…

★対象者が一定ラインに絞られる→ターゲットが決まってくる

⇒雰囲気等が似ている方が集まっていっしょやる

⇒それなりのサービスがある

⇒口コミが広まる

⇒有料老人ホームセミナーにて他社が紹介してくれる

⇒ご入居者がお話ししてくれる



◆申込率…

100%⇒奇跡 90%以上⇒死守 70%台⇒危ない

介護施設あるある⑮～ある施設の軌跡～

- ◆昭和48年 財団設立
- ◆昭和63年 財団6番目の施設として開所
1年後には満員御礼
- ◆平成9年 世の中の金融危機開始
- ◆平成10年 世の中の金融機関が倒産
施設としても財政難に陥る
- ◆平成15年 自立再建断念、債権放棄願、他財団からの支援
- ◆平成20年 黒字体制維持、現在に至る

介護施設あるある⑩～ちょっとしたウラ話～

◆介護業界って、経営が厳しそうだけど…

⇒現在は処遇改善加算、特定処遇改善加算、処遇改善補助金（今秋加算制に移行）の制度ができ、以前より従業員への報酬はUPしています。

しかし、財団では（条件にもよる）収支トントン、寄付金で利益を賄っているのも事実です。極端に利益が大きい施設は、介護にお金をかけていない可能性もあります。

多くの株式会社、以前はクラブ経営者も経営に乗り出していました、が、「儲かる仕組み」がまだ整っておらず、「人と人」に助けられている面もあります。

全産業の平均賃金から比べると、まだまだ、といったところです。

◆自立の時から入る必要はあるの？

⇒考え次第です。

メリットとしては、「安心」を早期から手に入れられるので、穏やかに過ごせる期間が長くなります。介護になったときも安心です。すぐにスタッフが対応できます。

施設から退去する必要のない終の棲家がある安心は大きいです。

実際、とても長生きされている方が多いです。

介護施設あるある⑰～ちょっとした豆知識～

◆今住んでいる自治体から離れたくない…
⇒住民票を残しておいていいんです！
残せなくても、住所地特例制度があるんです！

- 介護保険においては、地域保険の考え方から、住所地の市町村が保険者となるのが原則。その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、特例として、介護保険3施設（特養、老健、介護療養）、特定施設（有料老人ホーム（介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅を含む）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）に入所する場合には、住所を変更しても、変更前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けている。（その後、対象施設間を移動した場合にも、元の保険者が引き継がれる。対象施設以外に住所を移した場合、その住所地がある自治体が保険者に変わる）
- 制度創設時の対象は、介護保険3施設であったが、累次の改正により対象範囲が拡大され、平成26年改正において現行の対象施設まで拡大したところ。
併せて、住所地特例対象者が、特定地域密着型サービス（（※）を除く地域密着型サービス）を利用する際には給付の対象とし、保険者市町村から給付を行うこととされた。
※ 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

介護施設あるある⑱～選ぶポイントは～

- ◆とある施設の重要事項説明書、見てみましょう [重要事項説明書](#)
- ◆「あなたの親御さんに入ってもらいたいですか」
- ◆「食、は大事です」
- ◆「自立の時を知っているから、介護が必要になったときもその方に合った介護ができます」
実際、施設の介護居室は大変穏やかです。
- ◆「雑誌のランキングを信用してはいけません！」
- ◆「結局は、納得いくまで実際に見てみることです。悪天候の日は見学に最高です！」
- ◆「人をたくさん見かける施設がいい施設？、それは違います。」
- ◆「オープンな施設でも、泥棒さんは来ません。なぜなら職員目があるからです」
- ◆「マンパワーも残しています。私は450名のご入居者を覚えています。」

介護施設あるある⑱～あなたに任せたよ～

- ◆ 「私を最期まで見届けてね」
- ◆ 「〇〇のときは●●さんのところに行くからね」
- ◆ 「接遇マナー研修は必須です！」
- ◆ 「おじいさま、おばあさま」、こんな呼び方はご法度です！
- ◆ 「遺言を託されることもあります。その重みは計り知れないものです」
- ◆ 「東日本大震災」…今でも忘れられません。
- ◆ 「離職率、13%。同業他社では30%のことも。全産業の平均並み、いや、それ以下です」
- ◆ 「退職せざるを得なかった私」…ご入居者様、ご検討者様に最大限のことができないと自覚した時でした。唯一の後悔は、見届けるお約束ができなかったことです。

介護付有料老人ホームと社労士の関わり①-1

◆人生の最期を決める… その大切さに寄り添えます！



「私たちの今後、どうしたらいいかな？」

「そうですね、介護が必要になったら施設に入れてもらうかな、
とのお声はよく伺いますね。中には、お元気なうちから施設に
入ることを検討されている方もいらっしゃいます。現役でお仕事を
しながら施設に入っている方もいるようですよ。」

「ん？、それはどういうこと?!」

「お元気なときに、最期まで過ごせる環境を見つけて、お元気なうち
にお引越しされるんです。ご自身で好きな終の棲家を見つけて、
そこで安心して楽しく暮らしていらっしゃるようですよ。」

「ん？、施設で楽しく過ごしてるの？」

「そうなんです。自宅だと、いざという時に助けてくれる人がいない
こともありますよね。介護が必要になったら、親族に施設を探して
もらったり、介護の環境を整えてもらわなくなりますよね。」

「うーん、確かに。それからでは遅いのか…」

介護付有料老人ホームと社労士の関わり①-2



「いいえ、決してそんなことはございません。そうされている方もたくさんいらっしゃいますから。

将来の選択肢の一つとして、お元気なうちに安心な終の棲家を見つけ、安心して日々暮らすということもあるんだな、と
思っていただけだと。」

「で、どういうところなのかな？」

「介護付有料老人ホームです。ご自身にあったホームを見つけたら、
安心の中で過ごすことで、自宅にいるときよりQOLも向上して、
元気にいきいきするですよ。何かあったら職員さんがいるので、
介護もしてもらえますし、入院しても戻ってくる終の棲家があって、
看取りや葬儀、その後の手続きまでお世話になれるですよ。」

「そりゃ、値段も高そうだし、そもそもほんとに安心なのかな？」

「一緒に検討してみましょか」



社労士だから、寄り添って一緒に考えられます！

- 人の気持ちに寄り添えます！
- 一緒に考える知識があります！

介護付有料老人ホームと社労士の関わり②

◆ご入居者に安心を提供できます！



「年金収入だけなんだけど、施設に入り続けられるかな」
「医療費がかかるけど、年金だけでだいじょうぶかな」
「子供もいないから、後見人とか考えたほうがいいのかな」
「公正証書遺言は残したほうがいいかな」
「主人が亡くなったの。どうしたらいいの」

ささやかかもしれないけど、誰に聞いたらいいの？
介護や医療のことは専門家がいるけど、他のこともいろいろ
ききたいな・・・



社労士だから、寄り添って一緒に考えられます！

- 人の気持ちに寄り添えます！
- 一緒に考える知識があります！

介護付有料老人ホームと社労士の関わり③



◆顧問先様

「自分の老後をこんなに一生懸命考えてくれるんだ！」



◆施設様

「こんなサポートを入居者様、利用者様に提供できるんだ！」



社労士だから、本気でサポートすればきっと、
何かが伝わります。何かができます。

介護付有料老人ホーム & 社労士

◆入居のおすすめができます

⇒こんな施設ありますよ。

検討時には、財産、年金、医療費等の知識が必要です。

◆顧問先様に寄り添えます

⇒終の棲家と一緒に考えること、信頼がなければできないことです。

◆ご入居者は知りたいことがたくさんです。

⇒遺族年金、未支給年金、相続、公正証書遺言・・・

◆顧問先様が用意するサービスの一環を担えます。

⇒相談窓口、まだまだ社労士が少ないのが現状です。
顧問先様、ご入居者様にも喜ばれます。

◆「人 対 人」、これこそ社労士の出番です！！！！

結局は・・・
人と人のつながりを
大切にする社労士にとって、
介護付有料老人ホームは
まさに活躍の場が無限です。

終わりに

介護付有料老人ホームでの勤務を通じて、
社会保険労務士の活躍の場があることに気づきました。

『施設の入居者・検討者に対して社労士の知識は貴重だ』
『顧問先の方の将来の相談に乗ることができる』、と。

また、元職員として、
介護付有料老人ホームを将来の選択肢として
自信をもってお勧めすることができます。

今後も、『人に寄り添わせていただける』社労士になりたいです。

皆様のご活躍の中でほんの少しでも、
本日の内容が何かのお役に立てたら幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

谷岡 仁美

ご清聴ありがとうございました。